

あいち生物多様性企業認証制度実施要綱

(目的)

第1条 生物多様性の保全に資する取組を実施している企業を県が認証し、広く公表することで、生物多様性の主流化の一層の促進を図る。

(認証区分)

第2条 あいち生物多様性企業認証の区分は、次の区分によるものとし、区分ごとに認証の基準を設けることとする。

- (1) 認証
- (2) 優良認証

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち生物多様性認証企業 あいち生物多様性企業認証基準（以下「認証基準」という。）において、あいち生物多様性認証企業として認証された企業をいう。
- (2) あいち生物多様性優良認証企業 認証基準において、あいち生物多様性優良認証企業として認証された企業をいう。
- (3) あいち生物多様性認証企業マーク あいち生物多様性認証企業が使用することが認められるマークをいう。
- (4) あいち生物多様性優良認証企業マーク あいち生物多様性優良認証企業が使用することが認められるマークをいう。

(認証対象企業)

第4条 あいち生物多様性企業認証の対象は、次に掲げる要件をいずれも満たす民間企業とする。

- (1) 愛知県内に本社又は事業所を有すること。
- (2) 法人格を有すること。

(認証対象資格)

第5条 認証の対象資格は、次に掲げる要件をいずれも満たすこととする。

- (1) 法令を遵守していること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する事業者等でないこと。
- (3) 県税等の滞納がないこと。

(認証基準)

第6条 認証基準は、知事が別に定める。

2 知事は、必要に応じ、認証基準を変更することができる。

(審査会)

第7条 あいち生物多様性企業認証制度に基づく申請内容を審査するため、生物多様性に関する専門的知識を有する者等で構成した、あいち生物多様性企業認証制度審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の規定については、知事が別に定める。

(申請方法)

第8条 あいち生物多様性認証企業又はあいち生物多様性優良認証企業の申請をしようとする企業は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

(1) あいち生物多様性企業認証申請書（様式1）

(2) チェックシート（様式2）

(3) チェックシートにおけるチェック項目の実績、内容が分かる書類

2 知事は、前項の規定によるほか、認証の審査に必要な資料等の提出を求めることができる。

(認証)

第9条 知事は、次の各号に掲げる区分に応じ、認証手続を行うものとする。

(1) 前条第1項に基づくあいち生物多様性認証企業の申請を受理したとき 認証基準第2条第1号に適合していると認めるときは、審査会の意見を聴いた上で、あいち生物多様性認証企業として認証するとともに、「あいち生物多様性認証企業認証書」（以下「企業認証書」という。）（様式3-1）を交付する。

(2) 前条第1項に基づくあいち生物多様性優良認証企業の申請を受理したとき 認証基準第2条第2号に適合していると認めるときは、審査会の意見を聴いた上で、あいち生物多様性優良認証企業として認証するとともに、「あいち生物多様性優良認証企業認証書」（以下「優良企業認証書」という。）（様式3-2）を交付する。

(公表)

第10条 知事は、企業認証書又は優良企業認証書の交付を受けた企業（以下「認証企業」という。）の名称を県のWebページで公表するものとする。

(報告)

第11条 認証企業は、認証年月日の翌年度以降、毎年5月末までに、前年の4月1日に始まる年度内において第6条に規定する認証基準に関して実施した取組状況を「あいち生物多様性企業認証取組状況報告書」(様式4)により知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、認証企業から認証に関する事項について、必要に応じて報告を求めるができるものとする。

(認証の有効期間)

第12条 あいち生物多様性認証企業及びあいち生物多様性優良認証企業の有効期間は、認証の日から起算して5年を経過した日の属する年度の3月31日までの期間とする。

(あいち生物多様性認証企業マーク及びあいち生物多様性優良認証企業マークの表示等)

第13条 あいち生物多様性認証企業は、あいち生物多様性認証企業の認証を受けたことを表示することができるとともに、別に定める仕様に基づき、あいち生物多様性認証企業マークを使用することができる。

- 2 あいち生物多様性優良認証企業は、あいち生物多様性優良認証企業の認証を受けたことを表示することができるとともに、別に定める仕様に基づき、あいち生物多様性優良認証企業マークを使用することができる。

- 3 認証企業以外の者は、あいち生物多様性認証企業マーク及びあいち生物多様性優良認証企業マーク並びに当該マークと誤認のおそれのある表示を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国の機関又は地方公共団体が、あいち生物多様性認証企業マーク及びあいち生物多様性優良認証企業マークの使用目的に沿った使用及び制度の普及活動を行う場合
(2) 報道関係機関が報道目的に使用する場合
(3) その他あいち生物多様性企業認証制度の広報活動に有用な場合であって、愛知県環境局環境政策部自然環境課が使用を認めた場合

(認証の更新)

第14条 認証企業は第12条の有効期間が経過した後も引き続き認証を受けようとするときは、有効期間満了までに、第8条に定める申請手続きを行うものとする。

- 2 認証の有効期間内であっても、別の認証区分の認証を希望する場合は、第8条に定める申請手続を行うことができる。
- 3 前項により新たな認証区分で認証された場合、新たな認証区分の認証年月日をもって前の認証区分の認証期間の終期とする。

(変更及び辞退の届出)

第15条 認証企業は、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに「あいち生物多様性企業認証変更届出書」(様式5)を知事に提出しなければならない。

- (1) 企業の名称
- (2) 代表者の職・氏名
- (3) 所在地

2 認証企業は、認証基準を満たさなくなったとき、又は認証継続の意思を失ったときは、速やかに「あいち生物多様性企業認証辞退届出書」(様式6)を知事に提出しなければならない。

(取組状況の確認)

第16条 知事は、必要に応じ、実地調査等により取組状況の確認を行うことができる。

(認証の取り消し)

第17条 知事は、認証企業が次の行為を行ったとき、又はその事実が明らかになったときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 認証基準又は第5条に規定する資格に適合しなくなったと認めるとき。
 - (2) 虚偽又は不正の手段により認証を受けたことが判明したとき。
 - (3) その他認証企業として適当でないと認めるとき。
- 2 知事は、前項の規定により認証の取消しをするときは、理由を付して認証企業にその旨を通知するものとする。
- 3 認証企業は認証の取消しを受けたときは、速やかに企業認証書又は優良企業認証書を知事に返納するものとする。

(その他)

第18条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。